

令和四年八月十五日受領  
答弁第一二二号

内閣衆質二〇九第一二号

令和四年八月十五日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員櫻井周君提出医療提供体制の逼迫状況のモニター方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出医療提供体制の逼迫状況のモニター方法に関する質問に対する答弁書

御指摘については、「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和三年十月一日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で、都道府県において「コロナ医療と一般医療の両立を図りつつ、陽性確認前から回復・療養解除後まで切れ目なくコロナ患者に対応可能な、地域住民が安心できる総合的な保健・医療提供体制を整備すること」を求めており、また、医療提供体制が適切に機能しているかどうかを判断する指標としては、「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和三年三月二十四日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、「救急搬送困難事案件数」を例の一つに挙げているところである。各都道府県においては、これらの事務連絡も踏まえ、適切な指標を用いて、新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供体制の状況について、一般医療への影響も含めて把握しているものと承知している。